

令和7年度 総合教育会議 会議録

日 時 令和7年12月23日（火） 午後4時

場 所 野々市市役所 2階 201 会議室

- 協議事項
- 1 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
 - 2 小中学校施設包括維持管理業務について
 - 3 「地域じょんから」の市指定文化財（無形民俗文化財）指定について

- そ の 他
- （1）学校給食費の現状について
 - （2）日本スポーツマスターズ2026 石川大会について

構 成 員

野々市市長
教育長
教育長職務代理者
教育委員
〃
〃

栗 貴 章
大久保 邦 彦
松 本 哲 幸
宮 川 美保子
北 村 曉 成
中 江 洋 美

欠席した構成員

教育委員

安 嶋 是 晴

出席した事務局職員

総務部長
総務課長

栗 信 幸
押 田 克 夫

教育部長
教育委員会事務局参事兼教育総務課学校教育担当課長
教育総務課長
教育総務課担当課長
生涯学習課長
スポーツ振興課長

田 村 昌 宏
谷 本 明 子
村 尾 卓 哉
北 治 代
源 入 陽 子
横 浜 猛 夫

教育総務課参事
教育総務課課長補佐

今 村 兼太郎
久 保 光 代

傍聴人 0人

議 事

開 会 (午後4時01分)

村尾 課長 ただいまから、令和7年度総合教育会議を開催いたします。本日は年末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本会議につきましては、教育、文化及びスポーツの振興を図るための施策について、協議及び調整する場となっております。

早速ではございますが、野々市市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定により、会議は市長が招集し議長となると規定されておりますことから、栗市長の方に議事全般の進行をお願いしたいと思います。

それでは、市長よろしくをお願いいたします。

栗 議長 令和7年度総合教育会議の開催に当たりましては、皆様には大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速でありますけれども、次第に従いまして議事を進めて参りたいと思います。協議事項、今日は3点ございますけれども、1番目の「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」事務局から説明をお願いいたします。

谷本 参事 協議事項1「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」になります。

令和6年度、昨年度になりますが、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、国と県の数値が出されましたので本市の状況と併せて報告いたします。資料の方をご覧ください。各表の中に普通の数字と括弧に示された数字があります。括弧に示されている数は、千人当たりにした場合の件数となります。つまり、国や県と比較をするときには、この括弧の千人当たりの数で比較していただくとよろしいかと思います。

まず1つ目の暴力行為についてです。本市での発生は小学校0件、昨年度より減、中学校2件、昨年度と同数です。国や県と比較しますと、大きく下回っていることがわかります。児童生徒の暴力行為が発生する主な原因というのは、自分の思いが他者にうまく伝わらないということが挙げられるのですが、本市ではスクールカウンセラーなどを活用し、アンガーマネジメントの授業を行ったり、相手の気持ちを考えて行動するということを指導したりしてきました。この取組が暴力行為の減少につながっていると考えております。今後も思いやりや相手の立場に立った言動について指導を推進していきたいと思います。

次に2点目のいじめについてです。本市のいじめ認知数は、小学校343件、昨年より減。中学校93件、昨年より増。小中学校とも、国、県と比べますと、上回る結果であります。いじめ認知というのは、本人が心身の苦痛を感じたか

というところに着目します。本市において、小中学校の認知数が国や県よりも多いのは、いじめの見逃しゼロを目指し教職員が積極的な認知を行っているためでありまして、肯定的に評価しております。そういった中、小学校の件数が昨年より減少しておりますが、これは、これまでの認知事案を踏まえて全体への指導に生かしてきた結果と捉えています。逆に、中学校の件数が増加しておりますが、これはいじめに関するアンケート方法を工夫するなどSOSを出すということを推奨し、生徒が大人に相談しやすい環境を作ってきた結果というふうに考えております。子供たちが集団の中で、それぞれの思いが行き違うこと、嫌な思いをすることというのは多々あります。学校には、未然防止、思いやりのある行動を増やして、いじめが起きにくい雰囲気を作っていくこと、そして、早期発見、早期対応が求められます。この対応について、保護者や地域の方にご理解、ご協力していただくことで、学校、家庭、地域が一体となり、子供たちが自分らしく輝き、健やかに成長できるように努めて参りたいと思います。

最後に3点目の不登校についてです。資料に示した数値は、年間30日以上欠席があった不登校の児童生徒の人数です。本調査では、学校外の施設、市教育センターのふれあい教室、フリースクールなどを利用している児童生徒は欠席として計上されるため、資料の件数の中にそういった児童生徒の状況が含まれていることになります。令和6年度、本市は小学校が84名、中学校が113名、小中学校とも昨年度よりやや増加となっております。全国におきましても、増加率で見ますとほぼ横ばいとなっているものの、過去最多の状況です。これは児童生徒がそれぞれに合った学びの場で学習することが理解されるようになってきたということが要因であると考えています。さらに、本市においては、地理的状況から両中学校の生徒が教育センターに通いやすく、教育センターのふれあい教室、フリースクール等の外部機関を活用して学習する児童生徒が増加しております。現在、教育センターの改修工事が進み、学びやすい環境、そして、他者とふれあい共に活動する場、この両方が揃いつつあります。学校においても、学校内の相談室や教育相談員の利活用を進め、児童生徒が安心できる居場所づくりに努めておりまして、様々な方法でアプローチし、完全ひきこもりの状況を作らないようにと努めております。

本日も報告いたしました暴力行為、いじめ、不登校については、1年ごとに件数を把握して、推移を分析、対応に生かすということをしておりまして、これは大変重要であると捉えております。しかし、数ではなく、児童生徒の顔、向こう側にいる保護者の顔を思い浮かべ、保護者と向き合い、児童生徒の成長を願いながら関わっていくということが大事だと思っております。今後も引き続き、様々な対応や取組に努めて参りたいと思っております。

栗 議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。
これは、教育委員会の方で話題になったのでしょうか。

谷本 参事 先ほどの教育委員会では、この総合教育会議で説明しますというお話をしました。

栗 議長 何かありましたらご発言いただきたいのですがよろしいですか。それでは松本先生どうぞ。

松本 委員 いじめについては、今条例を定めて学校と家庭と地域ということを大事にしながら対応がされていくということになれば、ある意味、良いアイデアが生まれてくるのではないかと思います。

もう一つ、不登校のことがこれから重要になってくる。今、教育センターが改築され個別に勉強できるスペースができると、その中での指導員の品質の問題が大事になってくる。子供のそれぞれのニーズということで、タブレット等いろいろなところとつながることで、ある程度カバーできる部分もあると思いますが、その子が持っている興味や関心をパソコンだけではなくて、実際に、例えば土に触れるとか、調べに行くとか、人に聞くとか、そういう点でスタッフの質がこれから大変重要になる。先生でなくていいのです。社会人でその道の優れた人に来ていただいて、子供と一緒に何かをするというような、例えばスポーツなんかもそうだと思いますが、自分が本当に燃えてみたいことに対するアドバイザーというのが重要なポイントになってくると思います。特にこの2年間ほど、能登へたくさんのお名人やその道の人達が来ています。その人達に子供たちが接すると、子供たちは目を輝かせて、学校へ来るのが楽しい、こういうことをするのが楽しいと言っています。不登校の子にとって自分の理想とする人を目の前で見られるということは、学校へ来る意味合いを感じるということになります。その点で、教育センターの人材を、臨時でも良いですが、どうやって増やして行くかということを考えていかなければならない。入れ物はできたけれども、本来はそこに関わる人間をどう増やすか、どう見つけるかということを考えていかなければならないと思っています。

栗 議長 ありがとうございます。このご意見に何かありますでしょうか。

谷本 参事 元教員も含め、心理士の資格を持っている者も職員としておりますし、その他、いろいろな企画の中で、卒業した高校生に来てもらう企画があったり、外部から講師を呼んで何か活動をしたり、それから流しそうめんなどいろんな活動を共にするなどしております。いろいろな子供にヒットする、バラエティーに富んだものができるようにという意味で、社会人のお力を借りるというようなところ、大変参考になりました。ありがとうございました。

栗 議長 ほかに何かございますか。ご説明、ご報告いただいた件について、いじめ、不登校等々、しっかりと状況に向き合っていただいて対応していただけていると

思っています。引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。委員の方からお話のあった件については、市の方でも例えば、学校教育サポーターのような登録されている方は今どれくらいいらっしゃるかわかりませんが、かなりの方が何かしらの登録をされているようでありますし、そういう皆さんにお声かけしてあげるのも良いと思います。何か登録はしたけれども、何も反応がないみたいな方も中にはいらっしゃるのかと思ひていまして、そのあたりのフォローも少し考えていただけたらと思います。現場の方、専門的な方だけでこの問題というのはもちろん解決できないと思ひておりますので、いろいろご協力をいただける方のサポートということも必要なので、その辺もまたお考えいただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは続いて、協議事項の2「小中学校施設包括的維持管理業務について」事務局から説明をお願いします。

村尾 課長

教育総務課より、協議事項の2「小中学校施設包括的維持管理業務について」説明したいと思います。資料の説明に入る前に、まずこの業務を検討するに至った経緯ですけれども、今年度、令和7年度いっぱい、平成20年度から進めていました野々市小学校のPFI事業が期間終了となります。この期間終了前に実施しました当該事業の事後評価業務におきまして、PFI事業の維持管理業務については、円滑な保全業務の実施だとか、教職員の負担軽減などの成果が見られたとの結果を受けまして、これまでPFI事業を実施してきた経験や成果を一部継承して、今後の小中学校の安定的で効率的な維持管理を推進するために、施設の維持管理を包括的に業務委託できないか検討を進めて参りました。

そこで資料の趣旨に記載がありますように、この業務は民間事業のノウハウ、活力を活用した学校施設の維持管理を行うことにより、学校施設の維持管理水準の向上や効果的効率的な施設の維持管理の推進を図るため、今後、市内の小中学校施設の維持管理業務を包括的に委託するものになります。ここで言う包括的維持管理業務という言葉についてですが、建築設備の保守管理や環境衛生、清掃などの複数の維持管理業務をまとめて、1つの事業者にて長期間委託する方式のことを言います。業務の概要ですが、対象施設を小学校5校、中学校2校の7校とし、業務期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間としております。業務内容につきましては、各種点検や清掃業務といった定期的に実施する通常維持管理業務と、樹木剪定や軽微修繕など施設の状況により必要に応じて実施する臨時維持管理業務となっており、その提案上限額を7,425万円としております。この提案上限額につきましては、通常の維持管理業務及び臨時維持管理業務の費用に、業務のマネジメント経緯というものを加えて算出した費用となっております。マネジメント経費につきましては、後程詳しく説明したいと思います。

2ページ目になります。事業者選定につきましては、民間事業者から小中学校施設の維持管理に関する提案を受けた上で、本市にとって最も優れた提案を行

ったものを選定するために公募型プロポーザル方式により提案の募集を行うこととしております。参加資格につきましては、記載のとおりですが、県内に本店支店または営業所を有する法人であること、本市の競争入札参加資格者名簿において、市が指定する業務のうち3以上の業務で登録されていることとして、共同企業体も参加可能としております。このプロポーザル事業実施のポイントですが、業務全体の監理経費など業務に附帯する費用や独自提案業務を実施するための費用として、「マネジメント経費」を算定しまして、民間事業者のノウハウを活用した、効果的で効率的な維持管理を実施したいと考えております。また、審査については、通常の入札とは違って、価格だけではなく、実績や技術などを総合的に判断して評価を行うこととして、「追加サービス」の提案や業務経験を生かした「独自ノウハウ」の提案、「地域事業者との協力・活用体制」として、地域への貢献についても評価を行うものとしております。今後のスケジュールになりますが、先般12月8日から公募開始しておりまして、参加申込書受付は、昨日12月22日までとしており、現在、参加資格の審査を行っている状況です。その後、来年の1月28日までに企画提案書の提出をしていただき、令和8年2月初旬にプロポーザル審査優先的交渉事業者の選定・協議を行い、令和8年4月からの契約締結業務開始につなげていきたいと考えております。

協議事項2の「小中学校施設包括的維持管理業務について」の説明は以上となります。

栗 議長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、何かご質問ご意見等ありましたらご発言いただきたいと思います。総務部長いいですか。

栗 総務部長 今現在の申込業者数を教えていただけますか。

村尾 課長 参加状況につきましては、現在、参加資格の審査中ですので、詳細な応募数は控えさせていただきますが、今のところ複数者から参加申込を受けておりまして、今審査をしているところであります。

栗 議長 他にありませんか。他にないようですので、ただいまのご説明のとおり、このスケジュールでよろしく願いしたいと思います。
それでは、協議事項3『『地域じょんから』の市指定文化財（無形民俗文化財）指定について』事務局から説明をお願いします。

源入 課長 それでは、協議事項3、生涯学習課から『『地域じょんから』の市指定文化財（無形民俗文化財）指定について』でございます。市指定文化財は、現在72件あり、そのうち10件が無形民俗文化財となっております。さらなる伝統芸能の保存、継承を図るため、新たに御経塚に伝わる盆踊り芸能である「御経塚じょんがら」及び富奥地区に伝わる「富奥じょんから」の市指定文化財（無形

民俗文化財) 指定に向けて調査を行っております。

「御経塚じょんがら」につきましては、始まりは不明であります、明治時代には御経塚地区で行われていたものと推測されています。太平洋戦争中の中断がありましたが、昭和 36 年頃まで行われておりました。野々市町が地域情報の復活を呼びかけたこともあり、平成 13 年に地元住民が主体となって復興し、現在に至るまで行われております。平成 13 年の復活以降は、野々市じょんからまつりや御経塚史跡公園で行われる御経塚地区の夏祭りで披露されております。

「富奥じょんから」につきましては、こちらも始まりは不明で、昭和初期の記録にありますように、忠魂碑の建設とともに8月7日を招魂祭と定め、石碑前で慰霊祭を実施していたそうでございます。戦後は進駐軍の監視の関係で中断、復活を繰り返し、こちらも平成 13 年に当時の野々市町の支援を受け復活されたそうでございます。こちらも、現在は野々市じょんからまつりで披露されております。

これまでの取組としましては、令和6年8月に当課職員による野々市じょんからまつり会場での聞き取り調査、令和7年1月に各団体への聞き取り調査、また、令和7年8月には民俗学に詳しい専門家とのじょんからまつり会場での現地調査を行っております。今後は市文化財保護審議会に諮り、来年度、市指定文化財指定に向けて取り組んで参りたいと考えております。説明は以上です。

栗 議長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問ご意見等ありましたら、ご発言いただきたいと思います。指定はいつ頃の予定でしたか。

源入 課長 来年度中には指定をしたいということで事務を進めています。

栗 議長 具体的にはどういう手続きになりますか。

源入 課長 市文化財保護審議会に諮ってからということになります。

田村 部長 補足させていただきますと、これまでの取組の中でもありましたけれども、今現在も専門家の方にいろいろと調査をしていただいております、まずその専門家の方から報告書を出していただきます。その資料をベースにして、市文化財保護審議会にお諮りするという流れになってきます。今は調査の報告書を書いているという段階です。

栗 議長 御経塚は「じょんがら」で、富奥は「じょんから」で、なかなか面白いですね。

田村 部長 呼び名は各地で違いますので、やはり地域ごとにどう呼ばれていたかということがそのまま息づいていく形になります。

栗 議長 いずれにしても、来年ということですので、指定に向けて、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、その他ということになりますが、「学校給食費の現状について」事務局から説明をお願いいたします。

北 担当課長 その他 (1)「学校給食費の現状について」でございます。学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としての役割を担っています。学校給食は教育の一環として実施されており、学校給食法で定められた7つの目標があります。適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることなど、記載のと通りの7点でございます。また、学校給食の適切な実施については、学校給食法第8条に定められております学校給食実施基準に基づき、学校給食は児童生徒が1日に必要とする容量のおよそ3分の1、また、不足しがちなカルシウムは、2分の1を摂取できるように献立が定められています。

次に、学校給食費に係る経費の負担でございます。学校給食を提供するためには、食材料費、光熱水費、人件費、設備費などいろいろな経費がかかります。学校給食法第11条では、学校給食を提供するための経費の負担者について、食材料費は保護者の負担、その他の経費を自治体が負担するように定められています。次に、本市の食材料費の推移をご覧ください。表の中ほどの令和4年度は物価高騰により、8月から食材料費を小学校275円、中学校328円に改定し、保護者の負担する食材料費の高騰分は交付金を活用し、市が補填いたしました。また、令和4年度の終わりには「学校給食懇談会」を開催し、翌年度からの保護者負担分を小学校280円、中学校335円に改定いただきましたが、令和5年度も保護者の負担を軽減するために交付金を活用し、令和4年度の当初の保護者負担分との差額を市で補填しており、保護者の皆様には令和6年度から現在の学校給食費をご負担いただいております。今年度につきましては、これまで価格の変動の少ないお米が4月と10月に大幅に値上がりしたため、1食当たりの食材料費を9月補正と12月補正で増額させていただき、物価高騰分を市で負担しております。令和8年度につきましては、国が進めております小学校無償化の詳細が不明なところもあることから、今後も国の動向を注視し、これから検討させていただきさせていただきたいと思っております。

子供たちが心も体も健全に成長することは、社会全体の願いであり、食生活は心身の健康の基盤であります。学校給食は日常生活の食事のモデルでもあり、その役割は大きいと考えます。今後につきましても、物価が高騰し続けている状況でございますが、児童生徒に必要なカロリーや栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を安定的に提供できますよう、どうぞよろしくお願いいたします。学校給食費の現状については以上です。

栗 議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について何かご質問ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。国の方の大体の方針が発表されておりますが、実は、私としてもまだまだ国の対応が不十分だというふうに感じていまして、もう少し粘り強く国の方にも話をしたいというふうには思っていますが、多くの自治体が無償化に向けてもうすでに取り組をしている状況でもあり、どちらかというとなんか市市みたいな自治体が少数になってきた感もありまして、全体が今の国の方針を受け入れてしまうと、結果、こちらの思いとはかけ離れた状況にもなろうかと思っております。ただ、いろいろご要望も強いことでもありますので、最終的にはまた皆さんにもご相談をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に「日本スポーツマスターズ 2026 石川大会について」事務局から説明をお願いします。

横浜 課長 スポーツ振興課の方からは、「日本スポーツマスターズ 2026 石川大会について」ご説明いたします。来年度になりますが、令和 8 年度に日本スポーツマスターズ 2026 石川大会の開催が予定されております。この日本スポーツマスターズは競技志向の高いシニア世代のスポーツの祭典として、平成 13 年に宮崎県で第 1 回大会が開催されて以降、順次、各県をめぐり開催をされております。石川県においては、平成 23 年に第 11 回大会を、平成 27 年には第 15 回大会を実施しており、今回が 3 回目で第 26 回大会ということになります。大会の主催につきましては、日本スポーツ協会と石川県、石川県スポーツ協会が入りまして、各競技会につきましては、実施中央競技団体、そして、会場の市町が主催に加わるといった形となります。そのことから、今年 5 月にはもう組織されております石川大会実行委員会には、市長が実行委員会の委員として加わっているところでございます。

開催期間につきましては、一部の競技を除き、開会式（前夜祭）の令和 8 年 9 月 18 日（金）から 9 月 22 日（火）までの 5 日間、シルバーウィークの期間に実施することとなります。実施競技は、水泳、サッカーをはじめとした資料記載の 13 競技でございまして、本市におきましては、市民野球場が軟式野球競技、スポーツセンターがバスケットボール競技女子の会場に決定をしております。軟式野球競技は、9 月 19 日、20 日の 2 日間、バスケットボール競技は、9 月 19 日から 21 日までの 3 日間で競技が行われる予定となっております。競技会の運営につきましては、軟式野球競技は県野球協会が、バスケットボール競技は県バスケットボール協会がそれぞれ担当することとなります。競技会会場の本市としましては、競技会場の提供及び出店、こちらは名産品などの物販、おもてなし、来場者向けのドリンクや名産品の振る舞いサービス、こういったことをすることになります。

石川大会の関連事業としましては、すでに 10 月 13 日にいしかわ総合スポーツセンターにおいてキックオフイベントが開催されておりますし、今後は開催に向け、来年の 3 月に第 2 回大会実行委員会が、また 6 月ないし 7 月頃には、大

会機運を盛り上げるための100日前イベントといったものも計画されているように聞いております。参考までに、今年の愛媛大会における軟式野球競技とバスケットボール競技女子の日程会場、参加チーム数について記載をしてございます。説明は以上です。

栗 議長 ありがとうございます。ただいまの説明について何かございますか。これは中江さん、関係がありますが、いろいろとお手伝いのほどよろしくお願いをいたします。

それでは、本日予定をしておりました協議事項は以上となります。その他、何か皆さんの方からご発言ありましたら、おっしゃっていただきたいと思いますが、よろしいですか。それでは、まとめとしまして教育長の方からおことばをいただきたいと思います。

大久保教育長 本日はありがとうございます。20年ほど前は暴力行為や非行といった目に見えるような問題が多かったのですが、今はいじめや不登校といった心の問題が多いです。嫌だと思ったことを1人で抱えこんだり、我々の目に見えない個人個人のSNSを通じたやりとりの中で自然といじめが発生したり。よく言われるのは、顔を見てコミュニケーションがとれない、人と人と顔を突き合わせて顔の表情でしゃべることができないが、SNSだと思ったことを言うことができる。けれども、それが相手にとって非常に不快である。というふうに非常に難しい時代だということでもあります。

そういった中で、いじめ条例も可決いたしました。先ほど、松本先生の話にもありましたが、条例ができたから終わりではなくて、条例ができたのでこれから始まりですということで、今後いろいろなリーフレットを作って周知してまいります。いじめ条例は4月1日施行ですので、そのときには、広報等を通じて条例の内容をわかりやすく解説をするような形でPRを図り、市民全体でいじめをなくしていこうという、そういった子供の健全育成のために皆さんのご協力をお願いしたいと思っております。

また、不登校についてですが、昔と現在では学校の状況も変わっているのかと思います。教科書とノートだけで学校へ行っていましたが、たくさんの教材も出てきて、先生も教えることがたくさんあり、やはりなかなかついていけないというようなことがあります。逆にタブレットが出てきたら、タブレットで勉強することに長けているということも多くありまして、リモートで授業をしてもらって家で勉強する方がいいというふうに、本当に学習形態は多様化していると思います。少しでも、不登校を減らす、とにかく教室へは行けなくても家から出る、外へ出すということで、学校の中でも保健室や校内支援センターといった学校の中のなかよし教室のようなところに、また教育センターに学習ブースを作って、学校に通えないというときは教育センターへということで、今改修工事をしているところでございます。教育センターに数人ほどが来ていたときは良かったけれども、どんどん不登校の児童生徒が増え、教育センターに

もたくさんの児童生徒が来るようになったら、また学校と同じ感じになり、教育センターにも行きたくないと思う子も出てくるのではないかと思います。また、フリースクールもできたりしております。とにかく子供たちを外へ出し、人と接することでコミュニティも深めながら、また勉学に励んでいただきたい。好きなこと、これいいなと思うものを本当に1つでも見つけていただければ、将来のためになるのではないかなと思います。

包括的な維持管理ですが、PFI事業でもしていたということで、やはり専門の業者にしっかりと見ていただくことで学校の維持管理、延命化を図っていくことは、子供たちの学習環境を整えるということでございますので、こういった点もしっかり行っていきたいと思っています。

地域じょんからについてですが、本町の獅子舞、野菜神輿、栗田・中林の獅子舞など、市文化財保護審議会委員の小林先生にいろいろ調べていただいたのですが、一度にお願いをしたばかりに結構時間がかかりまして、いつ無形文化財になるのだというお声もありましたが、2年前に無形文化財になりました。そのあと引き続いて、御経塚と富奥のじょんからも無形文化財にということですが、こういった無形文化財ができて、広く郷土の芸能文化を引き継いでいかなければならないというふうに市民の皆様にも思っていたければよろしいかなと思います。じょんからもありますが、椿もあります。そして、今、市長が先頭になって富樫をPRしていこうということで、富樫をキャラクターにしたアニメを野々市出身の姫川さんに書いていただきながら、弁慶・義経・富樫と言うと、「あ〜、その富樫ね〜!」ということで知っていただけたと思います。その富樫の守護所があった野々市市、そして富樫の文化が根づいたということをどんどんPRしていきたいと思っています。

給食です。無償化にかかる交付金が月あたり1人4,700円や5,200円など、いろいろな数字が示されています。月に6,000円ぐらいほどにしてほしいと思いますが、なかなかそこまでいかず、何となく4分の3補助になる気がいたします。残りの4分の1を地方でということで、これを市町村負担とするか、県が負担してくれるのか、あるいは保護者が負担するのか。食材の値上がりもあります。これらにつきましては、国から詳細な事業の計画と言いますか、設計的なものがこれからいろいろと来るのではないかと思います。財源は地方交付税を使うとか交付金を使うとか、いろんなパターンがあると思いますので、ここは財政担当とも相談をしながら近隣市町の様子も含めて、どんな形が一番いいのか考えていかなければならないと思います。

それから、日本スポーツマスターズということで、石川県で何年か前にも開催したのではないかと思います。石川県の場所が日本の真ん中であり、交通の面も地方にしては良いのでしょうか、3回目の開催となります。今回の開催種目は軟式野球とバスケットということです。

地域と学校、それから家庭と、我々、教育委員会もそうですが、行政もやはり先頭に立って、子供たちが、そして大人の皆さんも住んでよかった、野々市ってやっぱりいいなというふうなことを思っただけのまちづくりが必要か

なと思います。皆様には教育だけではなく、いろいろな分野を見ていただきながら、またご指導、ご鞭撻のほどお願いしたいと思っております。以上でございます。

栗 議長 それでは議事としては以上とさせていただきたいと思いますので、皆様、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

村尾 課長 それではこれもちまして、令和7年度総合教育会議を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

閉会 (午後5時05分)

以上、本会議の議事経過及び結果が正確であることを証するため、野々市市総合教育会議設置要綱第7条第1項の規定により議事録を作成する。